

伊那市人材確保支援補助金概要

市内中小企業が実施するインターンシップ及び企業説明会への参加に対し、補助金を交付することにより、人材の確保と学生との就労マッチングの機会を支援します。

◆ 用語の定義

- (1) インターンシップ 企業が求める人材を確保することを目的として、学生（高校・専門学校・大学・大学院生等）一人につき延べ3日以上実施する就業体験実習をいう。
- (2) 企業説明会 市内の事業所への配属を目的として、企業が就職に関する情報を提供する場として公官庁及び公的機関が主催し、共催し、又は後援する市外で開催される企業説明会等をいう。

◆ 対象となる事業と補助要件は

補助事業名	補助要件	対象経費	補助額	
インターンシップ促進事業	実施計画を策定し、計画に基づき学生の受入れを行うもの	(1)実施計画策定費用 (2)学生の受入れに係る資料代、教材費、交通費、宿泊料等 (3)担当者人件費	1年度当たり1回限りとし、10万円（既に当該事業に係る補助金の交付を受けたことのある場合は5万円）を限度とする。	
企業説明会参加促進事業	企業説明会等へ参加するもの	(1)企業説明会用資料代 (2)企業説明会参加費 (3)会場への交通費 (4)説明者人件費	県内で開催される企業説明会へ参加する場合	1年度当たり1回限りとし、3万円を限度とする。
			県外で開催される企業説明会へ参加する場合	1年度当たり1回限りとし、5万円を限度とする。

◆ 対象となる者は

市内に事業所又は事務所を有し、中小企業基本法に規定する中小企業のうち従業員数が300人以下の事業主。

この件に対する問い合わせ先

伊那市役所商工振興課 商業労政係 電話78-4111 内線2431